

小金井市農業振興計画

概要版

令和4年
(2022)
3月



小金井の農業について

① 農業者



農業者数

127 戸

R2年
出典：農林業センサス

- 幅広い年齢層の農業者が活躍しています。
- 多品目生産や減農薬などの安心安全な農業生産、イベントへの参加など、様々な取組を行っています。

② 農地

総農地面積



- 住宅地の中に農地が点在しており、農地が身近にあります。農地のはたらきをより身近で感じることが出来ます。

— **生産緑地** 91% ⇨生産緑地とは、良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地です。

⇨指定を受けると、営農の義務が生じる代わりに、固定資産税の軽減等が受けられます。

出典：固定資産概要調査（令和3年1月1日時点）

③ 農業を営む

- 野菜や果樹をはじめ、植木や花きなど、様々な農産物が生産されています。
- 小金井産農産物は、庭先直売所やJA東京むさしファーマーズマーケットなどの身近な場所で販売されています。



④ 食べる



- 住宅地と農地が近いため、生産者と市民の距離が近く、新鮮な農産物の提供ができます。
- 小金井産の野菜やハチミツ、ルバーブジャム等は学校の給食にも使われています。

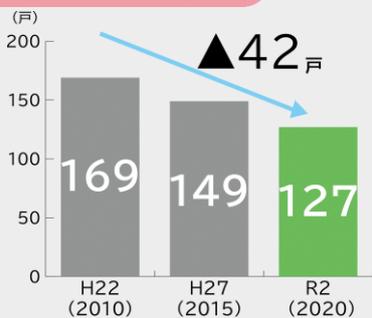
⑤ 「農」とのふれあい

- 市民農園や体験型市民農園、収穫体験など「農」にふれる様々な場と機会があります。
- 年に一度の農業祭(こがねい産業祭り)や定期的に行われる小さなイベントなど、「農」に関する様々なイベントが開催されています。



小金井の農業が抱える課題

① 農業者



出典：農林業センサス

問題

- 農業者が年々減っている
- 担い手の減少が心配されている

対策

- ◆ 後継者への支援
- ◆ 新規就農者や女性、団体等が参画するための支援
- ◆ 高齢化への対応、繁忙期の人員の確保

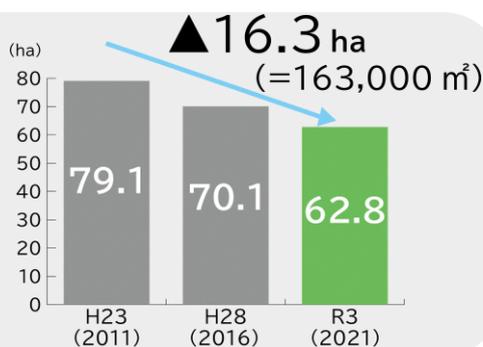
② 農地

問題

- 農地が年々減っている

対策

- ◆ 生産緑地の維持・保全
- ◆ 農地の貸借の促進、限られた農地の有効活用
- ◆ 市民の都市農業への理解促進



出典：固定資産概要調査（各年1月1日時点）

③ 農業を営む

問題

- 農地面積が50a未満の農業者が多い(約71%)
- 年間農業所得が200万円未満の農業者が多い(約80%)

対策

- ◆ 限られた農地における生産性の向上、効率化
- ◆ 販売金額が少ない層と意欲ある層への対応
- ◆ 地場産農産物の販売促進、新しい販路の開拓

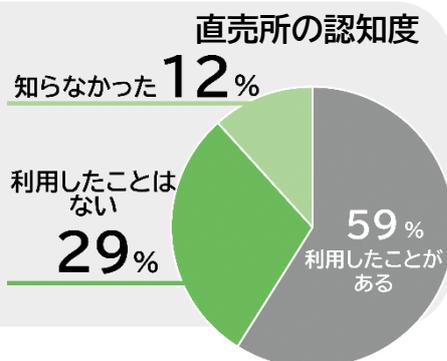
④ 食べる

問題

- 直売所を知らない・利用したことのない市民が多い
- 農産物をスーパーで購入する市民が大半

対策

- ◆ 安心安全な農産物の生産・供給
- ◆ 食や農業についての理解の醸成
- ◆ 地場産農産物の認知度の向上、購入機会の拡充



⑤ 「農」とのふれあい

問題

- 子育て世帯が多く、環境や教育に関心の高い市民が多い
- 異業種連携が十分とはいえない

対策

- ◆ 環境問題や環境志向の高まりへの対応
- ◆ 交流機会の創出による商業・福祉・教育など、他分野との連携

都市農業とは？

都市農業とは、小金井市など人口の多い都市部で営まれている農業のことを言います。

都市農地は「宅地化すべきもの」と位置付けられていましたが、近年、都市農業が持つ様々な機能への評価が高まっており、都市農業に対する考えは大きく変化しています。

都市農業には、
農産物の生産以外にも
様々な機能があるんだね！

都市農業の様々なはたらき



景観形成

まちなみを良くするはたらき



交流・レクリエーション

交流を生むはたらき



食育・教育

食を学ぶはたらき



地産地消

地域の食料をつくるはたらき



環境保全

環境を守るはたらき



防災

防災に役立つはたらき

参考：農林水産省 平成26年度「農」のある暮らしづくり支援対策事業

都市農業に関する
新しい法律もできたんだね！

「都市農業振興基本法」(平成27年)・「都市農業振興基本計画」(平成28年)

👉 法律のポイント

- 都市農業の持つ「様々なはたらき」を十分に発揮し、より良いまちにしていくことを 目的とする法律です。
- 都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けました。

農業振興計画とは？

都市農業を取り巻く環境は、農地の減少や農業者の高齢化、担い手の不足など、依然として厳しい状況が続いています。

農業振興計画とは、このような都市農業をめぐる問題の解決をはじめ、都市農業の持続的な振興を図るための計画です。

小金井市農業振興計画の期間

令和4年度から令和12年度まで(2022年度～2030年度)の9年間の計画です。計画期間中は、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

計画改定の視点

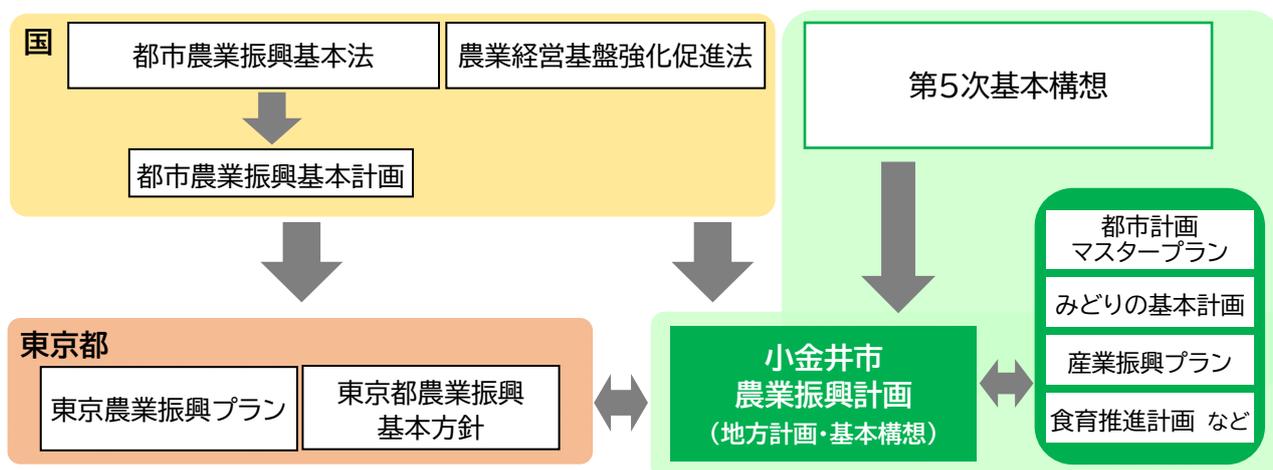
主に以下5つの視点から、計画の改定を行います。

- 1 国の「都市農業振興基本計画」、東京都の「東京都農業振興基本方針」・「東京農業振興プラン」との整合を図りながら、都市農業に関わる動向や期待される役割などに対応した計画
- 2 ウィズコロナ・アフターコロナでの「新しい生活様式」に相応した計画
- 3 人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な計画
- 4 SDGsを含め環境問題への取組や意識の高まりに呼応した計画
- 5 都市農業の振興とともに、小金井市のまちづくりに資する計画

計画の位置付け

この計画は、都市農業振興基本法に基づく「地方計画」及び農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」として位置付けられます。

小金井市の最上位計画である「第5次基本構想」や関連する計画との整合を図りつつ、小金井らしい計画として策定します。



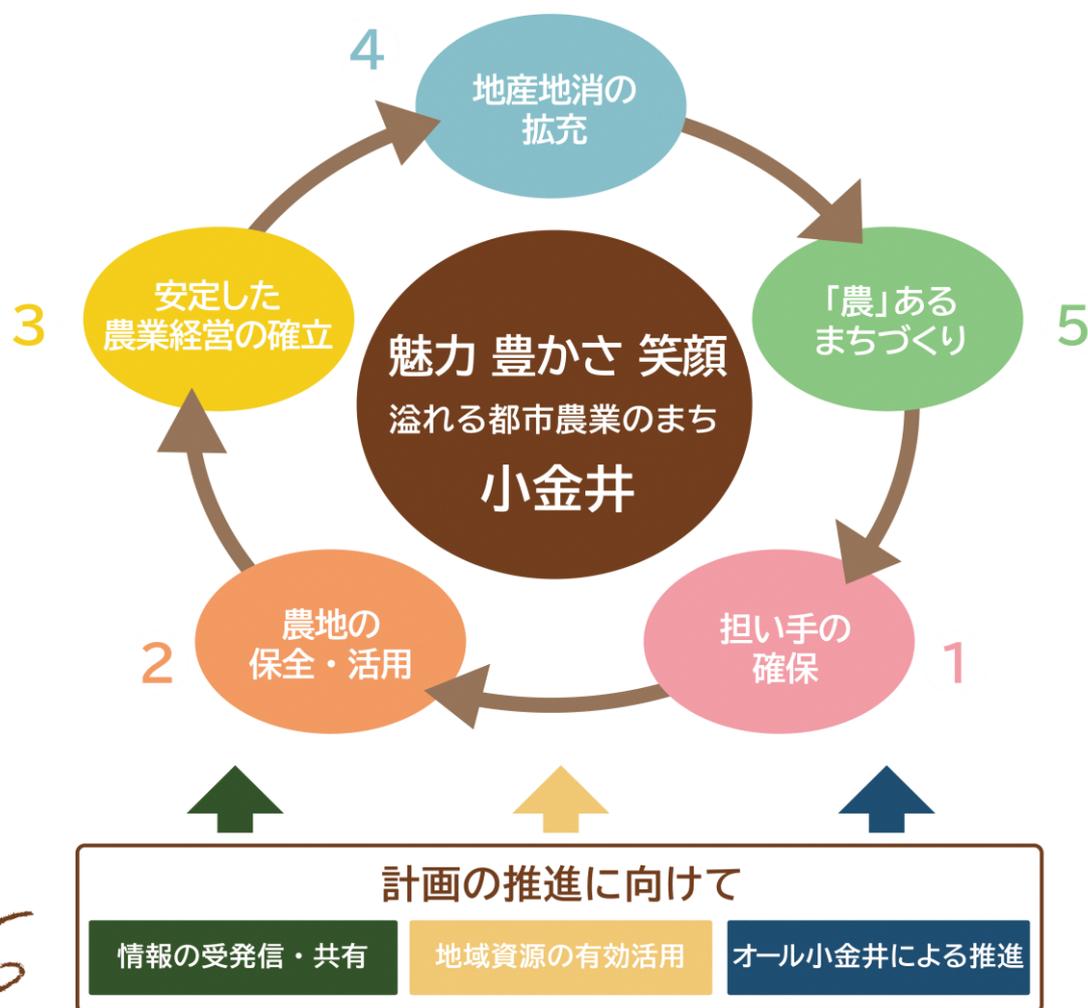
小金井市農業振興計画 将来像

小金井農業の特徴や課題を踏まえ、以下の将来像を目標とします。

「魅力」「豊かさ」「笑顔」溢れる都市農業のまち 小金井

将来像の実現に向けて5つの基本施策を定めます

- 5つの基本施策は、バラバラに進めるのではなく、施策どうしの良い循環を促し、一体的に進めます。
- 施策の実現を通じて、ウィズコロナ・アフターコロナにおける新しいライフスタイルの提案や、小金井への愛着が育っていくことを期待しています。



- 必要な情報の受発信や共有を通じて、「農」に親しむ環境を整えます
- 市内の様々な資源を有効活用し、市民活動と連携しながら、取組を進めます
- 世代や地域、市民や行政、分野や組織の垣根を越えて、協力・連携して取り組みます

小金井市農業振興計画 基本施策・主な取組

基本施策

① 担い手の確保

現在の担い手やその後継者、新規就農者、団体など多様な担い手の育成を支援し、農作業に限らず幅広い営農支援を目指します。

- 1-1 認定農業者・認証農業者の育成・支援
- 1-2 後継者の育成・支援
- 1-3 多様な担い手の確保
- 1-4 幅広い営農支援の機会創出

② 農地の保全・活用

法制度の周知・活用や貸借の促進等により農地を保全し、農地が有する多面的な機能への理解促進を図ります。

- 2-1 農業関連法制度の周知・活用促進
- 2-2 農地の貸借制度の活用促進
- 2-3 多面的機能の理解促進

③ 安定した農業経営の確立

消費者のニーズ等を把握し、生産性や販売力の向上などにより、安定した農業経営の確立を目指します。

- 3-1 農業生産性の向上
- 3-2 販売力の向上
- 3-3 意欲ある農業者の支援

④ 地産地消の拡充

消費者側からの農業振興として、食育や農産物の購入機会の拡充、ふれあい農業などを進め、地産地消の拡充を目指します。

- 4-1 安全な農産物の生産支援
- 4-2 食育の推進
- 4-3 購入機会の拡充

⑤ 「農」あるまちづくり

従来 of 農業振興における取組を大事にしつつ、新たな視点からの「農」を中心としたまちづくりを進めていきます。

- 5-1 ふれあい農業の推進
- 5-2 環境と共生する「農」の推進
- 5-3 農商・農福・農学連携の促進
- 5-4 「農 x ○○」の取組促進

施策

オール小金井で進めます！



小金井市内の各分野の市民や団体などが
農を中心に協力・連携して
小金井らしい農業振興につなげていくことを目指します！



くわしくは、
小金井市農業振興計画
を読んでね！



小金井市農業振興計画(令和4(2022)年3月)

発行:小金井市

編集:小金井市市民部経済課

住所:〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話:042-387-9882 / FAX:042-386-2609

E-mail:g050199@koganei-shi.jp

HP:<https://www.city.koganei.lg.jp/>

